

令和5年第8回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和5年6月19日(月) 11時10分～11時39分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(岡松賢吾、平田隆輔)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第21号 飯塚市中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示

議案第22号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

議案第23号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

議案第24号 飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会委員の任命

議案第25号 飯塚市社会教育委員の委嘱

議案第26号 飯塚市図書館運営協議会委員の任命

(2) 報告事項

報告第23号 飯塚市立小・中学校給食残食率について

報告第24号 令和4年度版飯塚市の生涯学習体系について

報告第25号 第42回飯塚新人音楽コンクールについて

(3) 協議事項

①理科実験における生徒の体調不良についての報告

②教育行政について

◆令和5年第8回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和5年6月19日(月) 11時10分～14時39分)

○上田委員

ただいまより令和5年第8回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第21号 飯塚市中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示

〈説明：学校教育課長(桑原昭佳)〉

議案第21号「飯塚市中学校部活動指導員に関する要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、「飯塚市中学校部活動指導員に関する要綱」を改正し、指導員の大会引率についての勤務時間を規定するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書2ページの新旧対照表をお願いいたします。部活動指導員の勤務時間については、本要綱第5条第2項において、現在「1日につき概ね3時間とし、」と規定しておりますが、指導員が土日等に試合の引率をした場合の勤務時間を改めて規定し、「1日につき概ね3時間、大会引率については1日の上限を概ね6時間とし、」とすることにより、実情に応じた給与の支給ができるように改正するものです。

なお、本改正については、これから中体連大会等の時期となるため、早急に対応する必要があることから、告示の日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、議案第21号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第22号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

〈説明：学校教育課長(桑原昭佳)〉

議案第22号「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱」について、ご説明をいたします。

議案書3ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員において、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則第5条第3項の規定により、解嘱となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき本案を提出するものでございます。

議案書4ページに今回委嘱することとなる前任、後任の委員名簿、5ページに委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任委員の残任期間となります。

以上、簡単ではございますが、議案第22号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第23号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

〈説明：学校教育課長(桑原昭佳)〉

議案第23号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として「飯塚市立若菜小学校」が新規指定を受けたこと、及び「飯塚市立小中一貫校飯塚鎮西校」、飯塚市立飯塚第二中学校、飯塚市立飯塚東小学校で構

成する「飯塚市立飯塚第二中学校校区」、並びに「飯塚市立上穂波小学校」の4校に設置する飯塚市学校運営協議会において、同規則第7条第4項の規定により解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第6条の規定に基づき、補欠等の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書7ページには、今回新たに指定を受けた若菜小学校の委員名簿、また、8ページから13ページにはその他の協議会の前任、後任委員名簿及び委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第23号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第24号 飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会委員の任命

《説明：学校教育課長（桑原昭佳）》

議案第24号「飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会において、飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会規則第5条第3項の規定により解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書15ページには、前任、後任の委員名簿、16ページには委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第25号 飯塚市社会教育委員の委嘱

《説明：生涯学習課長（中村達也）》

報告第25号「飯塚市社会教育委員の委嘱」についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市社会教育委員の欠員に伴い、社会教育法第15条及び飯塚市社会教育委員条例第4条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するために本案を提出するものでございます。

議案書の18ページをお願いいたします。今回、委嘱いたします社会教育委員は2名でございます。

1人目は飯塚文化連盟の推薦により、江藤ふじ子氏に委嘱するものでございます。こちらは、飯塚文化連盟の推薦として委嘱しておりました仲野優子氏が、令和5年3月31日に辞任されたことによるものでございます。

次に、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、白石かおり氏を飯塚市小中学校PTA連合会母親代表に委嘱するものでございます。こちらも令和4年度に飯塚市小中学校PTA連合会母親代表として活動された、芹野暢子氏から役員交代されたことによるものです。

委員の任期につきましては、令和6年7月31日までの前任者の残任期間とするものでございます。議案書19ページに参考資料として飯塚市社会教育委員名簿を添付しております。名簿の備考欄に※で示しております委員が今回代わって委嘱をする委員でございます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市社会教育委員の委嘱についての説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■議案第26号 飯塚市図書館運営協議会委員の任命

《説明：生涯学習課長（中村達也）》

議案第26号「飯塚市図書館運営協議会委員の任命」についてご説明させていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。飯塚市図書館運営協議会委員の選出母体の人事異動に伴い、図書館法第15条及び飯塚市立図書館条例第10条の規定に基づき、新たな委員を任命するために本案を提出するものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。今回、任命いたします図書館運営協議会委員は2名です。委員の任期につきましては、いずれも、令和6年6月30日までの前任者の残任期間とするものでございます。議案書の22ページは、今回の任命者を含む委員名簿となっております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市図書館運営協議会委員の任命についての説明を終わらせていただきます。

（原案可決(全会一致)）

■報告第23号 飯塚市立小・中学校給食残食率について

《説明：学校給食課長（宮本敏行）》

報告第23号「飯塚市立小・中学校給食残食率」についてご説明いたします。

議案書23ページをお願いいたします。本報告につきましては、令和4年度の各小中学校の給食の残食率についての集計が終わりましたので、報告するものでございます。24ページの資料をお願いします。

まず、表の左から給食の運営方式ごとの給食の残食率でございますが、市直営及び委託による自校方式校の給食の残食率はそれぞれ、0.79%、2.77%、小学校及び中学校の給食の残食率はそれぞれ、3.32%、1.20%、全体の給食の残食率は、2.65%でございます。

これは、昨年度と比較して0.68%増加しており、平成30年度と比較いたしますと0.29%改善しているところでございます。

なお、この給食の残食率には、児童生徒の当日の急なお休みによるものも含まれており、令和2年3月から発生しました新型コロナウイルスによるもの、また、以前からございますインフルエンザによる当日のお休みの分も含まれております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

■報告第24号 令和4年度版飯塚市の生涯学習体系について

《説明：生涯学習課長（中村達也）》

報告第24号「令和4年度版飯塚市の生涯学習体系について」ご説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いします。この体系は、飯塚市教育施策要綱の基本理念、目標及び施策に沿い、本市の社会教育・生涯学習事業について、基本的方向性、特徴、事業及び学習支援体制について分析し体系化したまとめとして平成30年度より作成しております。今回、令和4年度に実施した社会教育・生涯学習事業について、令和5年3月末時点において整理を行い、追記及び変更をいたしましたので、その内容について報告いたします。

なお、全ての内容を説明いたしますとかなりの時間を要しますので、主に昨年度からの追記及び変更部分について説明させていただきます。該当部には下線を引いております。

報告第24号別冊の「飯塚市の生涯学習体系」をお願いいたします。4ページ目をお願いいたします。本市の社会教育・生涯学習事業のオンライン化への対応の遅れが顕在化したことにより追記しました3ペー

ジ目の「2. 課題・問題点」の「⑦各種オンライン化への対応の遅れ」について、昨年度実施している課題であるイイツカコミュニティセンターのデジタル強化を図るべく、オンライン会議対応のPCを導入しました。

続きまして、別紙2「ライフステージ別事業一覧表」をお願いいたします。A3の1枚ものであります。

この一覧表は各ライフステージにどの事業が対応しているかを一覧にまとめたものとなります。別途配布用冊子として提示しております「ライフステージ別事業」と同じ内容となります。

対象事業が少なく課題としておりました、乳幼児期、青年中期、青年後期に事業を追加しております。まず、乳幼児期に「中央公民館講座（パパとあそぼう）」を追加しています。0歳から未就学児のお子さんとお父さんを対象に幼児教育の専門家の先生を招聘して父子の絆を深めることができるよう本講座を実施しています。

青年中期、青年後期にも「中央公民館講座（DIYスパイスラック）」を実施しています。中央公民館講座は学童期や青年期以降の方を対象としたものを多く実施しておりましたが、「DIYスパイスラック」は対象を工具などを使う関係から15歳以上とし、青年中期・後期に追記しております。また、青年後期の対象事業である「成人式」を民法改正に伴い、「二十歳を祝う会」に名称を変更したため、併せて修正しております。

また、学童期の事業として「子ども図書館ワークショップ」を実施しています。こちらは、飯塚市立穂波図書館を子ども図書館へ改修するにあたり、市内の子どもたちや保護者の方々から、子ども図書館整備等に関する意見等をお伺いするためワークショップを開催しております。

昨年度に引き続き、本体系において、分析、検討した内容は、既存事業における継続性、課題等の解決方法の検討に役立てます。また、新規事業を計画時の際に既存事業では不足しているライフステージへの対応や、少子高齢化、IT、AI、スマホ等への対応等、現代における課題、問題点へ対応する事業検討に活用をしていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告の説明を終わらせていただきます。

■報告第25号 第42回飯塚新人音楽コンクールについて

《説明：文化課長（坂口信治）》

報告第25号「第42回飯塚新人音楽コンクールについて」ご報告させていただきます。

議案書26ページをお願いいたします。飯塚新人音楽コンクールは、ピアノ部門と声楽部門の2部門で構成され、今年で42回目の開催となります。

本年度は予選が5月3日と4日の2日間で開催され、ピアノ部門40名、声楽部門37名と合わせて77名の参加がありました。このうち両部門合わせて29名が本選へ出場し、6月4日（日）に行われました本選において、各部門の受賞者が決定しました。議案書の27ページに入賞者名簿を掲載しております。

本年度は、4年ぶりに予選・本選ともに有観客で開催し、表彰式も実施いたしました。なお、コンクールの上位入賞者を招待して開催する招待演奏会は、第42回の入賞者に加え、文化会館大規模改修工事に伴い定期演奏会が行われませんでした前回第41回の入賞者を招待して、11月18日（土）に開催いたします。

以上簡単ではございますが、報告第25号についての報告を終わります。

■協議事項 理科実験における生徒の体調不良についての報告

《説明：学校教育課長（桑原昭佳）》

事案の概要としましては、飯塚市立穎田中学校の2年1組31名の生徒がこの授業を受けておりました。発生日時は令和5年6月2日金曜日の午後14時10分から午後15時の間です。場所は理科室で行われております。

概要ですが、教科書に記載があります理科の「鉄と硫黄の化合」の実験のあとに、気分が悪いと訴えた生徒が複数出たため、当該生徒10名を病院へ搬送しました。生徒はいずれも軽症でございます。現在も元気に通学しております。

実験につきましては、化合物である硫化鉄を確認するために、薄い塩酸を加えて発生した硫化水素の匂いを確認するというものです。適切な実験方法で学校は行っており、実験の留意事項である「窓を開けて換気扇を使用する」ことも行われておりました。実験上での留意点として事前に教員が指導した点は、①換気は充分に行う②手で仰ぐようにして匂いを確認する③気分が悪くなったときは新鮮な空気を吸えるところに移動する④実験で使った器具・化合物は教師の指示に従い処分するとした点は事前に指導をしております、万全に実験は行われていました。

ですが今回の起こった事案の推測される問題点としては、匂いの確認方法を今後指導徹底すること、子供たちはしばらくマスクをする生活だったため匂いに対して敏感もしくは弱くなっていた可能性があるため、脱着に関しても指導が必要だったのではないかと。また、匂いに過敏な生徒や体調の悪い生徒は無理にかがせないようにする対応を考えています。今後の対応としましては、事案の後に学校へ通知を一斉に行い、当該の実験にあたっては適正な方法で十分に留意することとし、実験が実施されていなかった2校については演示実験に切り替えております。今後、十分に留意するように、市内の小中学校全部と校長会議でも翌日に周知をしております。

また、理科担当の研修会でも周知しております。学習指導要領を踏まえて無理な実験計画を組まない。教師用の指導書を基にして適切な器具や試薬の準備、基本操作の確認を行う。有機実験を実施するなど事故防止に充分留意すること。児童生徒に対して事故防止のための注意、万が一事故が起こった場合の対策について丁寧な指導を行っていただくように周知をしております。

以上、報告を終わります。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第8回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和5年7月24日(月)14:00からです。